

遠野市委託契約約款

制定 平成 25 年 1 月 30 日 告示第 8 号
一部改正 平成 26 年 3 月 11 日 告示第 15 号
一部改正 平成 27 年 3 月 24 日 告示第 43 号
一部改正 令和元年 9 月 30 日 告示第 62 号

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の委託する業務内容を記載した仕様書、設計書、図面等をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この約款、仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、それぞれの日々又は指定する日までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払うものとする。

3 受注者は、この約款に定め又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによるものとする。

8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第 2 条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第 4 条 受注者は、業務の全部又は主要な部分若しくは発注者が仕様書において指定した部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た

場合は、この限りでない。

(業務責任者)

第5条 受注者は、業務に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

(履行報告)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、契約の履行状況等について、受注者又は受注者の業務責任者に報告を求めることができる。

(貸与品)

第7条 受注者は、仕様書等の定めるところにより、発注者から業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の貸与を受けたときは、直ちに借用書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失し若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(検査)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届により発注者に通知しなければならない。ただし、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届については、当月分の完了届として当月の月末又は翌月に提出することができるものとする。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

4 受注者は、第2項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

6 受注者が前項の修補に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(再履行)

第9条 発注者は、受注者が前条第2項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の検査について準用する。

4 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる業務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。なお、このために受注者に損害が生じて、

発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(単価契約における契約金額の計算)

第10条 単価契約における契約金額は、消費税及び地方消費税額（受注者が免税事業者の場合は、その相当額。以下同じ）抜き単価で契約するものとし、消費税及び地方消費税額抜き単価に数量を乗じて算出した金額に100分の110を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

(業務委託料の請求等)

第11条 受注者は、第8条第2項または第9条第2項の検査に合格したときは、仕様書等により業務委託料の請求日を別に定める場合を除き、当該履行完了部分に係る業務委託料の支払いを請求することができる。

2 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

3 発注者は、第1項の規定により適正な請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

4 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、前項の期間内に業務委託料を支払わない場合は、受注者に対し支払い金額につき、遅延日数に応じ、その額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、計算して求めた額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として支払うものとする。

5 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払う。

(業務内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長等)

第13条 受注者は、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に履行期間の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、その額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、計算して求めた額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。

(一般的損害等)

第15条 業務の履行について生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する負担（仕様書等に定めるところにより付された保険

によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 第1項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他契約内容を変更することができる。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条に規定する業務責任者を選任しなかったとき。
- (4) 第22条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が当該受注者である法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者が、当該契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者と当該契約の履行に係る契約をしていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(契約期間が複数年度に及ぶ契約にかかる予算の減額又は削除に伴う変更及び解除)

第18条 発注者は、地方自治法第234条の3の規定により、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を変更され、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(談合その他不正行為による解除)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をしたとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令をしたとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第20条 発注者は、第17条又は前条に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第21条 発注者は、第17条第1項の規定により契約を解除した場合において、同条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第12条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

2 第20条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除する場合について準用する。

(解除の効果及びそれに伴う措置)

第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、受注者に当該履行完了部分に係る業務委託料を支払うものとする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等の提供を受けているときは、

遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、第7条第4項を準用するものとする。

- 4 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に自己の所有する材料、工具その他の物件があるときは、速やかに当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に回復し、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、発注者の処分又は原状回復に際し費用が生じた場合には、その費用を負担しなければならない。
- 6 第3項及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第17条又は第19条の規定によるときにあっては発注者が定め、第20条又は前条の規定によるときにあっては発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 7 受注者は、第20条又は前条の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

(賠償の予定)

第24条 受注者は、この契約に関して第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第19条第1項第1号又は第2号に該当する場合において、当該違反行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。
- (2) 第19条第1項第3号に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者その超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(契約保証金の還付)

第25条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者が契約を履行したとき又は第20条若しくは第22条の規定により契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(相殺)

第26条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(不当介入等に対する措置)

第27条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは直ちに発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

- 2 受注者は、当該契約の履行に係る契約をしていた第三者が暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該者に対して、警察に通報するよう指導しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、暴力団関係者から不当な介入により、この契約に係る業務の履行について遅延が発生するおそれがあると認められるときは、受注者が前2項の規定により報告、通報

又は指導を行ったと認められる場合に限り、発注者と受注者とが協議して、履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(賠償金等の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、計算して求めた額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を付した額と、発注者が支払うべき契約金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、計算して求めた額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の延滞金を追徴する。

(補則)

第29条 この約款及び仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年3月24日から施行し、この告示による改正後の遠野市委託契約約款の規程は、同年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和元年9月30日から施行し、この告示による改正後の遠野市委託契約約款の規程は、令和元年10月1日から適用する。